

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成22年1月1日 No. 700

労働基準情報

岩手

January

1
2010

会員の皆様へ情報を発信し、お蔭様で創刊700号！



『岩手山のある風景』

写真：眞 舘 弘 治

身につけよう 基本作業とプロ意識

みんなで築く安全職場

(中災防年間標語)

〔目次〕

新年のごあいさつ	2～3
財団法人岩手労働基準協会情報誌 今月号が700号となりました。	4～5
仕事と生活のバランス診断のご案内	6
社労士会セミナー開催のご案内	7
年間予約購読のご案内	8～9
平成22年度 均等・両立推進企業表彰、 パートタイム労働法に沿った雇用管理をお願いします	10
改正労働基準法 年次有給休暇の時間単位付与	11
クエスチョン、「いわて年末年始無災害運動」スタート	12
新会員事業所のお知らせ、快適職場事業場、死亡災害速報	13
知っておきたい豆知識、④労働時間（その4）	14
講習会のお知らせ	15

新年のごあいさつ

財団法人 岩手労働基準協会
会長 椎井 一意



新年あけましておめでとうございます。謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は行政当局のご指導と会員皆様方のご協力により、所期の事業を推進することができましたことに感謝申し上げます。

さて、本年は、昨年末の「円高」「株安」に加え「デフレ」の流れが強まる傾向にあり、国内経済は先行き不透明な状況にあります。県内経済も製造業を中心に減速傾向にあり、加えて従来からの景気低迷が企業経営を圧迫し、一層厳しくなることが懸念されます。

また、県内における労働災害発生件数は減少傾向にありますが、依然として高水準にあります。こうした状況下にあつて、協会本来の目的であります「労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与する」

ための諸活動がますます重要となっております。

今後とも、公益法人としての協会の社会的使命であります、産業安全、労働安全衛生法等に基づく各種講習会の充実を図り、関係法令の普及啓発や労働者福祉を増進させるための各種事業に積極的に取り組む所存であります。

協会をとりまく環境も大きく変化し、県内景況の悪化に伴う各種講習会の受講者の減少対策や、一昨年に施行されました「公益法人制度改革」への対応など、課題が山積しておりますが、会員の皆様のご期待に応えられるよう一層努力する決意であります。

厳しい環境下ではありますが、本年も社会の変化や社会的要請に応えるため、各種事業を役職員一丸となって積極的に取り組んでまいりますので、会員の皆様の一層のご指導ご支援をお願いいたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

謹んで新春の御祝詞を申し上げます 平成22年 元旦

◆財団法人 岩手労働基準協会

会長 椎井 一意
副会長 藤原 洋
副会長 宮澤 啓祐
専務理事 佐藤 征勝

盛岡支部長 藤原 洋
宮古支部長 熊倉 弘
釜石支部長 黒田 榮一
花巻支部長 宮澤 啓祐
一関支部長 佐々木 一嘉
大船渡支部長 相良 安廣
二戸支部長 梅垣 俊一郎

◆社団法人全国労働基準関係団体連合会岩手県支部

支部長 椎井 一意
事務局長 佐藤 征勝

◆中央労働災害防止協会岩手県支部

支部長 佐藤 征勝



新年のごあいさつ

岩手労働局

局長 山 嵯 真 司



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

財団法人岩手労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から労働行政の推進につきまして、格別の御理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年来の世界的な経済危機の影響を受け、県内の雇用失業情勢は大変厳しい状況が続いており、有効求人倍率は0.4倍を下回る水準で推移しております。新規学卒者についても求人数が激減し、就職は困難さを増しています。

一方で、我が国では世界でも例をみない速さで高齢化が進み、人口減少社会へ突入しようとしています。女性の社会参加も進んでおり、人の暮らし方も考え方も少しずつ変わってきています。また、いかなる経済下においても、働く方々の安全や安心の確保は、欠かすことのできない最重要課題であるといえます。

このように山積する重要課題に対して、岩手労働局では、本年も、関係各方面の理解・協力を得ながら粘り強く対応を進め、雇用不安の払拭や、労働条件の確保・改善を目指してまいりたいと考えております。

また、本年は、長時間労働の削減、ワーク・ライフ・バランスの実現を目的とする改正労働基準法の施行や、改正育児・介護休業法の本格施行を控えております。昨年来、皆様方の御協力の下、県内各地で改正法の説明会を開催してまいりましたが、引き続き御理解・御支援をいただきながら、円滑な法の施行に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、新しい年が皆様にとって希望に満ちた飛躍の年となるよう心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。

謹んで新春の御祝詞を申し上げます 平成22年 元旦

◆岩手労働局

局 長	山 嵯 真 司
総 務 部 長	黒 沢 秀 之
総 務 課 長	田 村 正 廣
企 画 室 長	永 山 智 照
労働保険徴収室長	加 藤 政 志
労働基準部長	小宮山 弘 樹
監 督 課 長	大 屋 勝 紀
安全衛生課長	佐 藤 寿 幸
賃 金 室 長	平 野 雅 義
労災補償課長	上 関 優
雇用均等室長	鈴 木 千 賀 子

盛岡労働基準監督署長	石 川 光 明
宮古労働基準監督署長	内 藤 淳 一
釜石労働基準監督署長	澤 田 秀 幸
花巻労働基準監督署長	三 浦 修 一
一関労働基準監督署長	恒 田 美代子
大船渡労働基準監督署長	東 丈 雄
二戸労働基準監督署長	小 田 昭 信



財団法人岩手労働基準協会情報誌

今月号が700号となりました。



創刊号

名称変更時



創刊期

財団法人岩手労働基準協会の情報誌「労働基準情報岩手」は今月号で700号となりました。

昭和24年2月、「岩手労働基準局報」として創刊され、編集・発行は当時の岩手労働基準局が行っていました。労働基準法が施行されて間もない時期でしたので、労働基準法や労災保険法の周知に紙面の多くを割っていました。

会報として引継ぎ

その後、昭和26年5月、財団法人岩手労働基準協会が設立したことを契機に、当協会の会報として引継ぎ、「岩手労働基準」として、当協会が編集・発行を行ってまいりました。

昭和30年代までは、発行されない月や、2ヶ月合併号がありました。61年間という長い年月を重ね、今月号で700号となりました。

この間、会員の皆様から寄せられたご感想やご要望を参考にさせていただき、より充実した紙面とするべく努め、今日の情報誌となっています。

昭和20年代は発行部数約1,100部でしたが、現在、6,600部の発行となっています。

情報誌の編集

毎月10日発行としていましたが、平成13年5月号から、毎月1日発行となりました。現在毎月25日頃岩手労働局各課と協会職員が構成員になり編集会議を行って、記事内容や紙面構成について検討を行っています。毎月10日の原稿締め切り、20日過ぎの印刷を経て、月初めに会員事業所へお届けしています。



200号



300号



400号



500号



600号

ご意見をお寄せください

毎月最後のページで「クイズでゲット」としてクイズを掲載しています。毎月25通前後のご応募があり、併せて、ご意見やご感想を頂いており、編集の参考とさせていただきます。

今後も、会員の皆様の労務・安全衛生の指標となる情報誌として、会員事業場のご発展にお役に立てるよう、更なる努力をまいりますので、会員並びに関係機関の皆様のご支援をご協力をお願いいたします。

寄せられたご意見・ご感想

- ・ 中小企業に合った情報をお願いしたい。
- ・ 健康に関する記事の掲載を望む。
- ・ 判りやすい言葉での記事を望む。
- ・ 法改正の骨子が判りやすい。
- ・ 「知っておきたい豆知識」は参考になる。
- ・ 「クエスチョン」は参考になる。
- ・ 表紙写真、マンガ、川柳、編集後記が楽しみ。

情報誌の700号発行を記念して、今月号のクイズは当選者数を通常月の倍の10名様といたします。ご感想、ご意見を添え応募していただきますようご案内いたします。（16ページ参照）

正解者の中から抽選で10名様に図書カード（500円分）を送らせていただきます。

—情報誌年譜—

- 昭和24年2月
「岩手労働基準局報」として創刊
- 昭和26年5月
岩手労働基準協会設立に伴い、協会報に移行
- 昭和32年8月
第3種郵便物認可
- 昭和43年2月
200号発行
- 昭和51年9月
300号発行
- 昭和60年1月
400号発行
- 平成5年5月
500号発行、記念して「労働基準情報岩手」と名称変更
- 平成13年9月
600号発行
- 平成17年5月
A4判12頁となる（現在の形式）
- 平成22年1月
700号発行

お知らせ

表紙写真の作者が1月号から眞舘弘治氏に変更になります。

●眞舘弘治氏プロフィール

盛岡工業団地協同組合 専務理事

財岩手労働基準協会 評議員

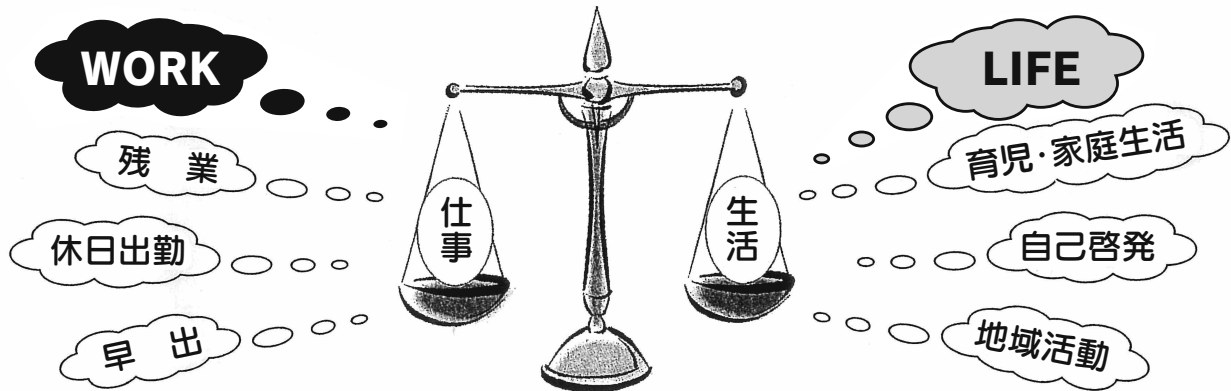
フォトクラブSUN、日本風景写真協会、二科会写真部岩手支部所属
第92回、93回二科展2年連続入選





仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) が実現した社会とは

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といったライフスタイルに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。



＜仕事と生活のバランス診断(無料)のご案内＞

プロの診断アドバイザーが皆さまの会社をご訪問し、労働時間などの労務管理上の問題点を診断するとともに、その改善・適正化へ向けたアドバイスの提供などを通じて、望まれる理想の職場環境づくりをお手伝いいたします。

診断は無料です。皆様の積極的な活用をお待ちしています。ご希望される場合、下記申込書にてお申込下さい。

ステップ1

診断サービス申込書をお出してください(FAX可)

ステップ2

診断アドバイザー(社会保険労務士)が貴社を訪問します(2回)

ステップ3

2回目の訪問時に診断票を交付いたします。

申込書提出先

〒020-0022 盛岡市大通1-1-16 岩手労働基準協会内
(社)全国労働基準関係団体連合会 岩手県支部
TEL 019-623-6521
FAX 019-623-6424

診断サービス申込書

FAX番号 019-623-6424

(社)全国労働基準関係団体連合会 岩手県支部長 殿

年 月 日

企業名 (事業場名)			
所在地	〒 -		
	TEL - -	FAX - -	
代表者職氏名			
主な事業 の内容		労働者	人
診断サービス 実施希望日	希望日 平成 年 月 日 () 時~ 時 (実施日については、診断アドバイザーと調整させていただきます。)		

お問合せ先 TEL 019 (623) 6521 担当者：北田

**本年も、経営者の皆様の身近なパートナー
「社会保険労務士」をよろしくお願いいたします。**

**参加
無料**

厚生労働省委託 雇用安定相談支援事業

社労士会セミナー開催のご案内

2010年

1/29(金)

13:30～17:00

奥州市

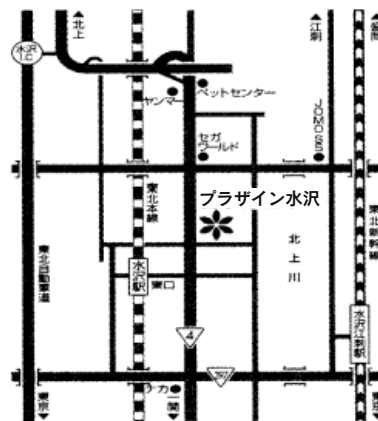
プラザイン水沢 2F

～テーマ～

1. 有期契約労働者の雇用ルールと関連助成金
2. 改正育児・介護休業法の概要

社会保険労務士会では、雇用の維持を図ろうとする事業主に対して支給される雇用調整助成金や中小企業雇用安定化奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金など各種助成金の活用の促進、有期契約労働者の雇用管理改善を目的としたセミナーを開催いたします。

企業の経営者の皆様、人事担当者の皆様のご参加をお待ちしております。



セミナー参加申込書（兼 相談申込書）

平成 年 月 日

岩手県社会保険労務士会 行

FAX 019-651-7841

E-mail iwatesr@ictnet.ne.jp

締切：2010年1月26日(火)

社労士会セミナーに参加します			
①	会 社 名		
②	参加者名		
③	住 所		
④	電話番号		
⑤	業 種	⑥	従業員数
☐ 無料相談を申し込みます			
⑦	相談内容		

※お申し込みはFAXまたはEメールにてお願いいたします。

※無料相談を申し込まれる場合は □ にレ印を入れ、内容の記入をお願いいたします。

Eメールでのお申し込みについては、件名を「雇用安定化セミナー」とし、上記①～⑥、⑦について記載をお願いいたします。

※参加者等の個人情報、本企画等の目的以外には使用いたしません。

※定員になり次第締め切らせていただきます。

主催・お問合せ

岩手県社会保険労務士会 盛岡市山王町1-1

TEL: 019 (651) 2373

URL: <http://www.iwate-sr.jp/>

中央労働災害防止協会からのお知らせ

年間予約購読のご案内

安全衛生スタッフ、管理者、産業保健職のための月刊誌

安全と健康

最新の情報、豊富な事業場事例。
具体的にわかりやすく解説します。



安全・健康・快適は 企業の必須アイテム

安全・健康・快適に働ける職場づくりは、よりよい企業経営の力となります。

安全衛生対策の ノウハウを 多様な切り口から

安全衛生管理や活動を計画、実施、評価、改善するヒントを満載。

- 毎月1日発行／B5判・104頁
- 年間予約購読料10,800円(税込・送料サービス)
- 1部定価900円(本体858円・送料別)

監督者、作業員、中小企業の安全衛生担当者のための月刊誌

安全衛生のひろば

職場の安全衛生の基本を
楽しく学べる!



職場でも家庭でも イキイキ安全・健康

安全と健康は24時間トータルで実現したいもの。職場や家庭で役立つ幅広い情報を提供。

ポイントをわかりやすく

豊富なイラストや図で、わかりやすく親しみやすい誌面。安全衛生のポイントを気軽に学ぶことができます。

- 毎月1日発行／B5判・64頁
- 年間予約購読料6,360円(税込・送料サービス)
- ※2口以上の場合は、1口あたり6,000円(税込・送料サービス)
- 1部定価530円(本体505円・送料別)



安全衛生情報の速報紙 安全衛生通信

- 毎月5・20日発行(8月、1月は合併号)
- B5判・8～24頁
- 年間予約購読料3,120円(税込・送料サービス)
- 1部定価130円(本体124円・送料別)
- ※合併号は260円

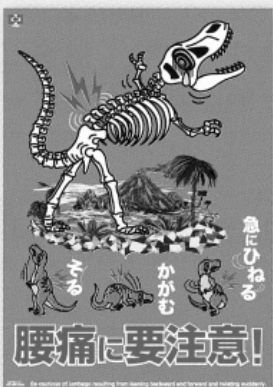


身近なテーマをイラストで解説 安全衛生かべしんぶん

- 毎月5・20日発行
- A2判変形
- 年間予約購読料3,840円(税込・送料サービス)
- 1部定価160円(本体153円・送料別)



(安全) No.30001 (小さなリスク)



(労働衛生) No.30001 (腰痛に要注意)

安全・衛生・健康の基本ポスター 緑十字ポスター

- 毎月1回2種(安全・労働衛生)発行／A2判
- 年間予約購入料4,560円(税込・送料サービス)
- 1部定価189円(本体180円・送料別)
- 標語の英訳入り

メンタルヘルス・生活習慣病対策…

いま職場には、メンタルヘルス、生活習慣病対策など健康管理の課題が山積。その解決に向け、ライン管理者、健康管理スタッフは対応を求められています。季刊誌「心とからだのオアシス」では、第三次産業を中心に、そこで働く方々の心とからだの健康確保を支援するため、企業の取組事例をふんだんに盛り込みながら解決策を紹介しています。



●季刊（年4回）（1・4・7・10月）発行／A4変型判・48頁
●年間予約購読料2,000円（税込・発送料サービス）
●1部定価500円（本体477円・発送料別）



(キリトリ線)

●年間予約購読料は1年単位の前払い制となります。途中解約による返金はできません。●お申込みいただき次第、商品とは別に請求書と専用の郵便振替用紙をお送りいたします。●年間予約購読のお申込み（下記の申込書による）・お問合せは、中災防 出版事業部 業務管理課 FAX: 03-3452-2480 TEL: 03-3452-6702 またはお近くの労働基準協会（連合会）まで。●バックナンバーのお申込み、または見本をご希望の方は、中災防 出版事業部 業務管理課までご連絡ください。

年間予約購読申込書

平成 年 月 日

【会社名】フリガナ	【所在地】〒		
【担当者名】	【部課名】	【TEL】	
		【FAX】	
☐ 安全と健康	(1口年間予約購読料 10,800円)	平成 年 月号から毎月	口
☐ 安全衛生のひろば	(1口年間予約購読料 6,360円 2口以上の場合は1口あたり6,000円)	平成 年 月号から毎月	口
☐ 安全衛生通信	(1口年間予約購読料 3,120円)	平成 年 月号から毎月	口
☐ 安全衛生かべしんぶん	(1口年間予約購読料 3,840円)	平成 年 月号から毎月	口
☐ 緑十字ポスター	(1口年間予約購読料 4,560円)	平成 年 月号から毎月	口
☐ 心とからだのオアシス	(1口年間予約購読料 2,000円)	平成 年 号から毎月	口

※季刊年4回発行 冬(1月)・春(4月)・夏(7月)・秋(10月)の購読開始号をご記入ください。

本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、当協会出版物のご案内等に使用することがあります。使用することに同意していただけない場合は、□にチェックマークを記入してください。

□ 同意しない

平成22年度 均等・両立推進企業表彰

ポジティブ・アクションを推進している企業
ファミリー・フレンドリーな企業を表彰します。

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を表彰しています。平成22年度の候補を募集しますので、ぜひご応募ください！

1. 表彰の種類と主な表彰基準

(1) 均等推進企業部門

(厚生労働大臣賞・都道府県労働局長賞)

- ☐ ポジティブ・アクションを企業方針として示し積極的に取り組んでいる。
- ☐ ポジティブ・アクションの取組として「採用拡大」「職域拡大」「管理職登用」又は「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。

(2) ファミリー・フレンドリー企業部門

(厚生労働大臣賞・都道府県労働局長賞)

- ☐ 法を上回る育児・介護休業制度や勤務時間短縮等の措置を規定し、よく利用されている。
- ☐ 男性労働者の育児休業取得実績がある。
- ☐ 時間外労働がおおむね年150時間未満で年次有給休暇取得率がおおむね50%以上である。
- ☐ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。

2. 応募受付期間

22年1月1日～3月31日（当日消印有効）

3. 応募方法

応募についてのお問い合わせは、岩手労働局雇用均等室（019-604-3010）まで。

パートタイム労働法に沿った雇用管理をお願いします

昨年4月に改正パートタイム労働法が施行され、岩手労働局雇用均等室では、パートタイム労働法についての相談や、パートタイム労働法に沿った雇用管理について事業場訪問指導を行っております。

訪問した事業場のうち、9割近い事業場で指導事項があり、そのうちの87%の事業場で、短時間労働者から正社員への転換を推進するための措置が制度化されておらず、又、約半数の事業場で、短時間労働者を雇い入れたとき（労働契約の更新時を含む）に、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」について文書の交付等が行われていませんでした。

パートタイム労働者を雇用する事業場（支店・営業所・工場等も含む）におかれましては、パートタイム労働法で定められた措置が講じられているか、改めてご確認をお願いいたします。

岩手労働局雇用均等室では、均衡待遇・正社員化推進プランナーが、雇用管理改善に取り組む事業主に対し具体的な情報提供やアドバイスをしておりますのでお気軽にご相談ください。

問合せ先 岩手労働局雇用均等室 電話 019-604-3010

パートタイム労働法のあらまし

雇い入れの際、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を明記した書面などを労働者に交付しなければなりません。（第6条第1項）

正社員との均衡のとれた待遇を確保しなければなりません。（第8条～第11条）

正社員への転換を推進する措置を講じなければなりません。（第12条）

パートタイム労働者から求められたとき、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明しなければなりません。（第13条）

改正労働基準法

年次有給休暇の時間単位付与

労働基準法第39条（年次有給休暇）は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活の実現にも資するという趣旨から、毎年一定日数の有給休暇を与えることを規定しています。この年次有給休暇については、取得率が五割を下回る水準で推移しており、その取得の促進が課題となっている一方、現行の日単位による取得のほかに、時間単位による取得の希望もみられ

るところです。

このため、まとまった日数の休暇を取得するという年次有給休暇制度本来の趣旨を踏まえつつ、仕事と生活の調和を図る観点から、年次有給休暇を有効に活用できるようにすることを目的として、本年4月1日施行の改正労働基準法において、労使協定により、年次有給休暇について5日の範囲内で時間を単位として与えることができることとなりました。

労使協定

過半数労働組合、それがない場合は労働者の過半数代表者との間で労使協定を締結することにより、年に5日間を限度として、時間単位の年次有給休暇を与えることができます。

労使協定で定める事項は、次の4つがあります。

- ①時間単位年休の対象労働者の範囲
仮に一部を対象外とする場合は、「事業の正常な運営」を妨げる場合に限りです。取得目的などによって対象範囲を定めることはできません。
- ②時間単位年休の日数
5日以内の範囲です。
- ③時間単位年休の1日の時間数
所定時間数を基に定めます。時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてから計算します。
例；所定労働時間が7時間30分で5日間のときは、1日8時間、5日間で40時間となります。（7時間30分×5日間＝38時間ではない。）
- ④1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数（たとえば「2時間」）を記入します。

労使協定例

（対象者）

第1条 すべての従業員を対象とする。

（日数の上限）

第2条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は5日以内とする。

（1日分年次有給休暇に相当する時間単位年休）

第3条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数を8時間とする。

（取得単位）

第4条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

時間単位年休の管理の仕方

時間単位年休の1日の時間数が8時間で5日分と定めた場合、12時間取得した場合の残りは、3日と4時間となります。

時間単位年休の繰越の仕方

時間単位の取得残がある場合は、残時間も含めて繰越されます。（例；6日間と4時間）ただし、次年度に付与できる時間単位年休は、繰越時間分も含めて最大5日間分となります。

時間単位年休に支払われる賃金額

- ①平均賃金
 - ②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
 - ③標準報酬日額（労使協定が必要）をその日の所定労働時間数で割った額
- ①～③のいずれにするかは、日単位と同様にし、就業規則に定めます。

時季変更権

事業の正常な運営を妨げる場合は、日単位の年休と同様、事業者による時季変更権は認められます。但し、日単位での請求を時間単位に変更することや、時間単位の請求を日単位に変えることはできません。

計画年休との関係

時間単位年休は、労働者が時間単位による取得を請求した場合に与えることが出来るものです。労働基準法第39条第6項（改正前は第5項）の規定による計画的付与として与えることはできません。

就業規則の変更

時間単位年休を制度化するためには、就業規則の改正が必要となります。

詳細については、岩手労働局監督課（019-604-3006）または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

クエスチョン

アスベスト(石綿)による健康被害の救済制度の延長について

Q 私の夫は、アスベスト（石綿）にさらされる業務に従事していたことにより中皮腫にかかり、そのことが原因で7年前に亡くなりました。

亡くなってからかなり経っていますが、今からでも救済制度に請求することができるのでしょうか。

A アスベスト（石綿）の関連疾患は、アスベスト（石綿）へのばく露から30～40年という非常に長い潜伏期間を得て発症すること、発症から1、2年で死亡に至るケースもあること、アスベスト（石綿）と疾病との関連性に本人も医師も気づきにくい、という特殊性が指摘されています。

このような特殊性から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」という。）が平成18年3月27日に施行されましたが、平成21年3月27日を請求期限として、平成13年3月26日までに亡くなられた労働者の御遺族の方で労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅していた場合を対象に、救済制度から「特別遺族給付金」が支給されるものでした。

その後、平成20年に石綿救済法が改正され、「特別遺族給付金」の請求期限が3年延長されるとともに支給対象も拡大されました。

この結果、現在における請求期限及び支給対象は次のとおりです。

請求期限：平成24年3月27日まで

**支給対象：平成18年3月26日までに
亡くなった労働者の御遺族の方**

あなたのご主人が亡くなられた時期は7年前ということですから平成14年当時となりますが、その時期は現在における支給対象の範囲内にあり、かつ、5年以上経っていることから特別遺族給付金の請求対象であり、救済制度に請求できます。

なお、請求期限が平成24年3月27日までとなっており、この期限を過ぎての請求は無効となりますので、ご注意ください。

特別遺族給付金の請求は、請求書用紙に必要事項を記載し、戸籍謄本又は抄本及び法務局が発行した死亡診断書の記載事項に関する証明書を添えて、亡くなられた労働者がアスベスト（石綿）にさらされる業務に従事した事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ御提出ください。

【岩手労働局 労災補償課】

「いわて年末年始無災害運動」スタート

12月1日～1月31日

岩手労働局（山崎真司局長）と岩手労働災害防止団体連絡協議会（会長；椎井一意岩手労働基準協会会長）が主唱する「いわて年末年始無災害運動」が12月1日から1月31日の62日間、「危険を見つけて 無くそう災害 あなたの無事が 家族の願い！」をスローガンに県内で展開されています。



12月1日には、山崎岩手労働局長、佐藤安全衛生課長のご臨席を頂き、関係者30名が集まりキックオフセレモニーが行われました。山崎局長は「リスクを未然に防ぎ、年末年始の無災害を願っている」を訓示されました。

その後、参加者で矢巾町流通センターの県道と盛岡線沿いに、62日間の無災害の願いをのぼり一本一本に込めて、62本ののぼりを設置しました。

各災害防止団体では、無災害運動の目標達成のためこの期間に集中して安全パトロールや研修会、会議等を行ってまいります。

新会員事業所のお知らせ

11月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
一関	(株)マテック	一関市
一関	伊藤工務所	一関市

支部名	事業所名	所在地
大船渡	(株)かまたフーズ	大船渡市

岩手労働局長認定 《11月認定分》

快適職場事業場

認定番号	事業場名	市町村名
716	菱和建设株式会社 経営体育成基盤整備事業白山地区第21号工事	奥州市
717	北上幹線新設工事第3工区共同企業体 北上幹線新設(架線)工事(第3工区)	花巻市
718	北上幹線新設工事第1工区共同企業体 北上幹線新設(架線)工事(第1工区)	盛岡市
719	岳南建設株式会社 北上幹線新設(架線)工事(第6工区)	一関市
720	株式会社TLC 北上幹線新設(架線)工事(第2工区)	盛岡市

認定番号	事業場名	市町村名
721	北上幹線新設工事第4工区共同企業体 北上幹線新設(架線)工事(第4工区)	遠野市
722	佐藤建設工業株式会社 北上幹線新設(架線)工事(第5工区)	奥州市
723	株式会社ユアテック 北上幹線新設(架線)工事(第7工区)	一関市
724	株式会社伊藤組 (仮称)総合文化財センター建設(建築)工事	花巻市

快適職場推進計画の作り方や申請の方法については、快適職場推進アドバイザーが無料でお手伝いいたします。お気軽にご相談ください。

〈連絡先〉

岩手快適職場推進センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号(財)岩手労働基準協会内

TEL (019) 623-6521

FAX (019) 623-6424

ホームページのご案内

岩手労働基準協会

検索

<http://honbu.iwateroukikyo.com/>

●講習会の日程などが閲覧できます。

岩手労働局

検索

<http://www.iwate-roudou.go.jp/>

- 災害統計等が閲覧できます。
- 様式ダウンロードできます。

中央労働災害防止協会

検索

<http://www.jisha.or.jp/>

- 災害事例・災害統計
- 法令・通達等を閲覧できます。

死亡災害速報(11月)

■花巻 建設業 11月1日(日) 男(37) 飛来、落下

法面対策の工事のため、打ち込んだアンカーの緊張、定着作業を行っていたところ、アンカーの緊張用に取り付けた油圧ジャッキが、アンカーから外れ約8m下で油圧ジャッキの油圧調整を行っていた被災者に当たった。

■盛岡 林業 11月28日(土) 男(68) 飛来、落下

雑木林で立木の皆伐作業を行っていたところ、木の枝が落下して伐木作業を行っていた被災者の肩に当たり転倒し、近くにあった倒木に胸部、腹部を強打した。

シリーズ

知っておきたい



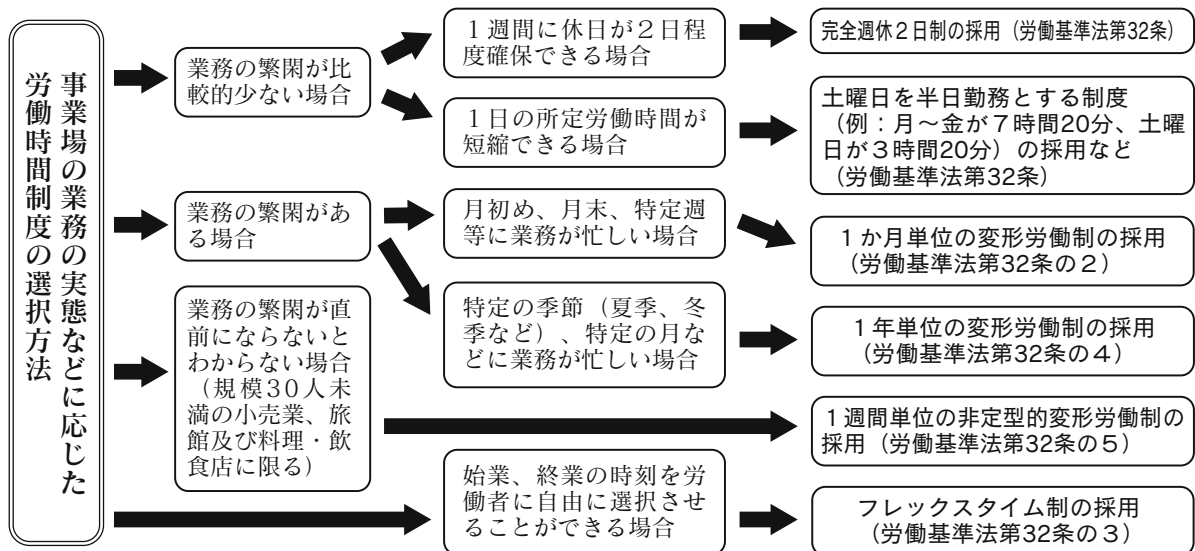
④ 労働時間（その4）

労働時間の原則は、休憩時間を除き1日8時間、1週40時間となっています。（労働基準法第32条）
特例措置として、①商業②映画演劇業③保健衛生業④接客娯楽業で常時10人未満の労働者を使用す

る事業場にあつては、1週44時間まで可能となっています。

この原則によりがたい業務等がありますので、労働基準法では変形労働時間制を可能としています。

■業務の実態に応じた労働時間制度の選択方法



1 か月単位の変形労働時間制

（労働基準法第32条の2）

1 か月単位の変形労働時間制とは、1 か月以内の一定の期間を平均し1 週間の労働時間が40時間（前記の特例措置においては週44時間）の範囲において、特定の日や週について1 日及び1 週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

制度の条件等

- ①就業規則で定めるか、労使協定（労働者の過半数代表者と書面による協定）の締結等が必要となります。
- ②変形期間は1 か月以内。
就業規則又は労使協定において、変形時間の長さとともに、その起算日を定める必要があります。
（例；毎月21日から翌月20日までの1 か月間）
- ③変形期間中の所定労働時間は次の計算式になります。

$$40時間 \times \frac{\text{変形期間の暦日数}}{7日} =$$

④変形期間における各日、各週の労働時間を具体的に定める必要があります。変形期間を平均し週40時間（前記特例措置にあつては44時間）の範囲であっても使用者の業務の都合によって任意に労働時間を変更するような制度は該当しません。（通達）

なお、各日、各週の労働時間の定め方については、「就業規則においてできる限り具体的に特定すべきものであるが、業務の実態から月ごとに勤務割を作成する必要がある場合には、就業規則において各直勤務の始業終業時刻、各直勤務の組合せの考え方、勤務割表の作成手続き及び周知方法等を定めておき、それにしたがって各日の勤務割は、変形期間の開始前までに具体的に特定する」ことは認められています。（通達）

講習会のお知らせ

22年3月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	1/14(木)～15(金)	岩手県自治会館	100	本部	7,350	1,680
	有機溶剤作業主任者技能講習	2/25(木)～26(金)	岩手県自治会館	100	本部	7,350	1,680
	乾燥設備作業主任者技能講習	1/25(月)～26(火)	岩手県自治会館	100	本部	7,350	1,155
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	3/3(水)～5(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	90	本部	12,600 (一部免除者) 10,500	2,310
	玉掛け技能講習	H22.1/27(水)～29(金)	定員になりました	30	盛岡支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,500
		H22.2/22(月)～24(水)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	1/26(火)～29(金) (予定)	基準協会釜石支部	30	釜石支部	28,350	1,470
		2/15(月)～18(木)	矢巾・共同福祉センター他	40	盛岡支部		
		2/16(火)～19(金)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		3/15(月)～18(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	1/12(火)～1/14(木)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500
		1/25(月)～27(水)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	ガス溶接技能講習	1/14(木)～15(金)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部	9,450	735
		2/22(月)～23(火)	一関高等職業訓練協会	20	一関支部		
特別教育講習等	アーク溶接特別教育	1/22(金)～23(土)	北上製紙(株)	20	一関支部	8,400	945
		2/24(水)～25(木)	岩手県自治会館他	60	盛岡支部	9,450	
	クレーン運転業務特別教育	2/13(土)～14(日)	日通商事(株)盛岡支店	30	盛岡支部	8,400	1,500
		2/19(金)～20(土)	花巻高等職業訓練校他	60	花巻支部	9,450	
	低圧電気取扱作業者特別教育	1/18(月)～19(火)	岩手県自治会館	60	盛岡支部	8,400	630
	粉じん作業特別教育	1/28(木)	アイ・ドーム	30	一関支部	4,200 5,250	630
	石綿使用建築物等解体等の業務特別教育	1/22(金)	岩手県自治会館	40	盛岡支部	4,200 5,250	800
その他	職長教育	2/15(月)～16(火)	花巻市技術振興協会	36	花巻支部	11,550 12,600	840
	職長・安全衛生責任者教育	2/4(木)～5(金)	岩手県自治会館	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470
	危険予知普及講習	2/5(金)	大船渡商工会議所	40	大船渡支部	6,000	
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育	1/19(火)	大船渡商工会議所	50	大船渡支部	5,985 7,035	1,600
	労務担当者研修会	2/9(火)	岩手県自治会館	100	盛岡支部	1,000 1,500	
	安全衛生推進者養成講習	1/18(月)～19(火)	アイ・ドーム	60	一関支部	6,300	1,260
	有機溶剤業務従事者労働衛生教育	2/9(火)	アイ・ドーム	30	一関支部	4,200 5,250	840
	安全管理者選任時研修	2/2(火)～3(水)	岩手県自治会館	60	本部	12,000 14,000	1,260

■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 受講料の上段＝会員、下段＝会員以外です。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。

■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせして下さい。

問い合わせ・申込先

●本部 019-623-6521 FAX 019-623-6424
 ●宮古支部 0193-62-4906 FAX 0193-62-4906
 ●花巻支部 0198-24-9511 FAX 0198-23-6303
 ●大船渡支部 0192-27-3797 FAX 0192-27-8974

●盛岡支部 019-622-0682 FAX 019-622-0634
 ●釜石支部 0193-22-3944 FAX 0193-22-3944
 ●一関支部 0191-23-7729 FAX 0191-23-7720
 ●二戸支部 0195-23-5521 FAX 0195-23-0419

クイズプレゼント

昭和24年2月「岩手労働基準局報」として創刊されて以来、本誌は今月号で第700号となりました。この間、何年経過しているでしょうか。

- ① 60年間
- ② 61年11ヶ月間
- ③ 61年間

ヒント 本誌4ページに関連記事

これからもご意見ご感想を添え、ご応募ください。

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●12月号の正解

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成22年1月25日(月)

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1-16

(財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-623-6424

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で10名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

①

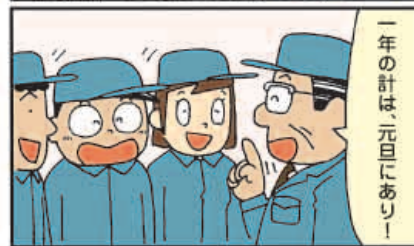
川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

本当の話ばかりも飽きがくる

いつも生真面目で隙のない話ばかりでは、聞くほうの肩も凝ってきますし、飽きられてしまいます。適当な馬鹿話のほうが、座を賑わします。

(川柳原生林10月号〈杜若〉竹本よし作品より)



監修: 中災防、マンガ: ミヤチ ヒデタカ

編集後記

○「労働基準情報岩手」は本号で700回目の発行を迎える。昭和24年2月に第1号を発行して以来、実に61年間継続したことになる。諸先輩の努力に敬意を表したい。と同時に岩手労働局はじめ関係各位の協力に感謝を申し上げたい。協会本来の目的である「労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与する」ことを使命感として、産業安全や労働者福祉の増進を願い続けた結果でもある。今後とも一層精進し、先人の思いを伝えていきたい。(M・S)

岩手の死亡災害(11月末)

製 造 業	1	(1)
鉱 業	1	(0)
建 設 業	4	(6)
運 輸 業	0	(3)
林 業	4	(2)
商 業	0	(1)
そ の 他	0	(2)

累 計 10 (15)
() 内は前年同期

発 行 平成22年1月1日

定価 1部 100円

{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発 行 所 財団法人岩手労働基準協会/盛岡市大通一丁目1-16

岩手教育会館7F/〒020-0022/☎019-623-6521

FAX019-623-6424

編集・発行人 佐藤 征 勝